

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東温市	上村地区(上村集落)	令和4年3月31日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	57ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	57ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	27ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現状70歳以上かつ後継者未定の農地は17haあり、近いうちに耕作放棄地となる恐れがある。 認定農業者も含め高齢化が進んでおり、後継者の確保が急務である。 耕作条件の悪い農地から耕作放棄地になる可能性があるが、高齢農家の営農意欲も低下しており担い手への集約が求められている。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上村集落は比較的耕作条件の良い農地が多く、中心経営体12名に農地集積が進んでいるが、認定農業者でも高齢化が進みつつあるため、今後は認定新規就農者の参入や定年帰農者が農業に専念できるように農地を維持しつつ、担い手の確保・育成を進めていく。
--

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻、野菜	2.7 ha	水稻、野菜	4.6 ha	上村集落
認農	B	水稻、麦、野菜	8.0 ha	水稻、麦、野菜	5.6 ha	上村集落
認農	C	水稻、施設園芸	1.1 ha	水稻、施設園芸	1.1 ha	上村集落
認農	D	水稻、麦、野菜	13.8 ha	水稻、麦、野菜	19.0 ha	上村集落
認農	E	水稻、花き、果樹	0.9 ha	水稻、花き、果樹	0.9 ha	上村集落
認農	F	水稻、麦、野菜、果樹	4.7 ha	水稻、麦、野菜、果樹	7.0 ha	上村集落
認農	G	水稻、麦、花木、野菜	3.2 ha	水稻、麦、花木、野菜	3.2 ha	上村集落
認農	H	施設野菜	0.8 ha	施設野菜	0.8 ha	上村集落
認農	I	水稻、麦、施設野菜	3.7 ha	水稻、麦、施設野菜	6.0 ha	上村集落
認農	J	施設野菜	0.6 ha	施設野菜	0.6 ha	上村集落
認農	K	水稻、麦、野菜、花木	3.0 ha	水稻、麦、野菜、花木	7.1 ha	上村集落
認農	L	水稻、麦、野菜	4.1 ha	水稻、麦、野菜	10.1 ha	上村集落
計	12人		46.5 ha		66.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地の貸付け等の意向】 地区内の耕作しやすい優良農地を将来にわたり守っていくため、後継者未定の農地について、中心経営体への貸借を進める。
【農地中間管理機構の活用方針】 当該地区は優良農地が多く、既に利用権設定により担い手への農地集積が進んでいる。 今後は、貸借契約の更新時に周知を図り、機構を介した貸借へと移行を進めていく。
【基盤整備への取組方針】 当該地区は既に大部分の農地において基盤整備が図られている。
【新規・特産化作物の導入方針】 水稻中心の耕作地域であるが、認定農業者においては、麦、野菜も含めた複合経営を行っている。今後は、花き(シンテツポウユリ等)の振興に努め、経営の多角化を目指す。
【鳥獣被害防止対策の取組方針】 侵入防止柵や檻の設置、周辺林地の下草刈り等を行い、有害鳥獣の侵入防止に努める。
【災害対策への取組方針】 豪雨や台風による被害防止のため、農地周辺の水路の点検、清掃等を日頃から意識し、地域で連携して防災・減災活動に取り組む。